

	手続き	申請期限	印鑑	印鑑証明書	住民票	戸籍謄本	戸籍抄本	除籍謄本	除籍抄本	死亡診断書	死亡者の年金手帳	保険証書	その他
国民年金	遺族基礎年金	5年以内	○		世帯全員の写し	○				○	○		所得証明書(受給者) 振込金融機関と口座番号
	寡婦年金	5年以内	○		世帯全員の写し	○					○		
	死亡一時金	2年以内	○		世帯全員の写し	○					○		
厚生年金	遺族厚生年金	5年以内	○		世帯全員の写し	○				○	○	所得証明書(受給者)	
共済年金	遺族共済年金	5年以内	○		世帯全員の写し	○				○	○	所得証明書(受給者)	
国民健康保険	葬祭費	2年以内	○									○	死亡を証明する書類
健康保険	埋葬料	2年以内	○									○	事業主の証明
(社会保険)	家族埋葬料	2年以内	○									○	事業主の証明または死亡証明の書類
労災保険	葬祭料	2年以内	○		○	○				○			
	遺族補償年金	5年以内	○		○	○				○			
生命保険	保険金	3年以内	○	保険金受取人			保険金受取人		被保険者	○		○	最終の支払保険の領収書
簡易保険	保険金	5年以内	○			○			○	○		○	領収帳
銀行預金・郵便貯金	名義変更		○	相続人全員		○		○					依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書
不動産	名義変更		○	相続人全員	○	○		○					所有権移転(保存)登記申請書 除住民票(被相続人) 固定資産課税台帳登録証明書 遺産分割協議書
株券(株式)・社債・国債	名御変更		○			○							名義書換請求書(株券、社債、国債等)
自動車	名御変更		○	○	○	○		○					移転登録申請書、自動車検査証 自動車検査記入申請書 (遺産分割協議書)
電話	名御変更		○		○	除籍者を含む							電話加入権承継届
電気・ガス・水道	名御変更		○										
借地・借家	名御変更		○										特別の手続きは要しない
確定申告		4カ月以内	○										
相続税の申告		10カ月以内	○	○		相続人							被相続人の履歴書、遺産分割協議書の写し 固定資産評価証明書、遺言書(ある場合) 預貯金等の残高証明書
医療費還付手続き		5年以内	○										その年の源泉徴収書、支出を証明する領収書
生命保険付住宅ローン	保険金		○							○			
会社役員の死亡	役員の変更登記	2週間以内	○	新代表者									取締役会議事録、株主総会議事録(社員総会議事録)
営業許可申請	営業継承又は免許申請		○										飲食店など営業許可の必要な業種